

発議第2号

介護保険の訪問介護基本報酬引下げの撤回を求める意見書の提出について

介護保険の訪問介護基本報酬引下げの撤回を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月30日提出

提出者

備前市議会議員 中西裕康

賛成者

備前市議会議員 土器 豊

立川 茂

青山孝樹

藪内靖

草加忠弘

## 介護保険の訪問介護基本報酬引下げの撤回を求める意見書（案）

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない」、「親を施設に入れざるを得ない」3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引下げられたことに不安と抗議の声が広がっている。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせない。このままでは在宅介護がかなわず、「在宅放置」を招きかねない。

厚生労働省の調査によれば、訪問介護事業所の約4割が2022年度以降3年連続で赤字であることが明らかになった。ところが政府は、今回の改定で訪問介護の基本報酬を2～3%も引下げた。介護報酬は、介護保険から介護施設・事業者を支払われる。

今回の引下げで、地域で訪問介護を支える小規模・零細事業所が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。2023年の訪問介護事業所の倒産は、67件と過去最多を更新、ほとんどが小規模・零細事業所であった。

厚生労働省は引下げの理由に、訪問介護の収支差率（利益率）が他の介護サービスより高いことをあげている。これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が収支差率の平均値を上げているもので、実態からかけ離れている。

訪問介護は、特に人手不足が深刻で、利用者の求めにこたえられていない。長年の給付費抑制策で基本報酬が引下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は、2022年度で15.5倍と異常な水準である。

よって、この度の訪問介護基本報酬引下げの撤回をされるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

岡山県備前市議会

(意見書提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣  
厚生労働大臣